

## 那珂市議会教育厚生常任委員会記録

開催日時 令和3年12月9日(木) 午前10時  
開催場所 那珂市議会全員協議会室  
出席委員 委員長 富山 豪 副委員長 原田 陽子  
委員 關 守 委員 寺門 厚  
委員 古川 洋一 委員 武藤 博光  
欠席委員 なし

### 職務のため出席した者の職氏名

副議長 木野 広宣 事務局長 渡邊 莊一  
次長 横山 明子 書記 田村 栄里

### 会議事件説明のため出席した者の職氏名

副市長 谷口 克文	教育長 大縄 久雄
財政課長 大内 正輝	財政課長補佐 浜名 哲士
保健福祉部長 平野 敦史	社会福祉課長 綿引 稔
社会福祉課長補佐 山田 明	こども課長 加藤 裕一
こども課長補佐 住谷 孝義	介護長寿課長 萩野谷智通
介護長寿課長補佐 照沼 克美	保険課長 生田目奈若子
保険課長補佐 猪野 嘉彦	健康推進課長 玉川祐美子
健康推進課長補佐 鈴木 伸一	教育部長 小橋 聡子
学校教育課長 会沢 実	学校教育課長補佐 平野 玉緒
生涯学習課長 田口 裕二	生涯学習課長補佐 柴田 真一
スポーツ推進室長 椎名 健文	スポーツ推進室長補佐 萩野谷 温
図書館長 疋田 克彦	

### 会議に付した事件

- (1) 議案第62号 那珂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
…原案のとおり可決すべきもの
- (2) 議案第63号 那珂市放課後学童対策事業条例の一部を改正する条例  
…原案のとおり可決すべきもの
- (3) 議案第64号 那珂市国民健康保険条例の一部を改正する条例  
…原案のとおり可決すべきもの
- (4) 議案第69号 那珂市那珂西リバーサイドパークの設置及び管理に関する条例  
…原案のとおり可決すべきもの
- (5) 議案第70号 令和3年度那珂市一般会計補正予算(第7号)

…原案のとおり可決すべきもの

- (6) 議案第71号 令和3年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算  
（第2号）

…原案のとおり可決すべきもの

- (7) 議案第72号 令和3年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算  
（第2号）

…原案のとおり可決すべきもの

- (8) 議案第73号 令和3年度那珂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

…原案のとおり可決すべきもの

- (9) 調査事項について

…執行部に提出する要望書を決定

- (10) 茨城県市議会議長会令和3年度第2回議員研修会の参加者について

…原田副委員長に決定

開会（午前10時00分）

委員長 改めまして、おはようございます。

本日は、教育厚生常任委員会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

毎度ながらの挨拶になってしまいますが、本市におかれましては11月22日以降、新型コロナウイルス感染者がゼロという落ち着いた状態にあります。ですが、新しい株、オミクロン株などの確認もあり、今後引き続き感染拡大防止にご尽力賜りますよう心よりお願い申し上げます。

また、副議長におかれましては、連日の審議、大変ご苦勞さまでございます。本日の審議もよろしく願いいたしまして、挨拶に代えさせていただきたいと思っております。

開会前にご連絡いたします。

新型コロナウイルス感染症対策のため、委員会出席者並びに傍聴される方につきましてはマスクの着用、また、入り口付近に設置しております消毒液にて手指の消毒をお願いいたします。また、換気のため廊下側のドアを開放して常任委員会を行います。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

会議は公開しており、傍聴可能とします。また、会議の映像を庁舎内のテレビ等に放映します。会議内での発言に際しましては必ずマイクを使用してください。携帯電話をお持ちの方は、必ず電源をお切りいただくか、マナーモードにしてください。

ただいまの出席委員は6名でございます。欠席委員はおりません。定足数に達しておりますので、これより教育厚生常任委員会を開会いたします。

会議事件説明のため、副市長ほか関係職員の出席を求めています。

職務のため、副議長及び議会事務局職員が出席しております。

ここで副議長よりご挨拶をお願いいたします。

副議長 皆様、改めましておはようございます。

先ほど委員長からもございましたけれども、那珂市においては新型コロナウイルス感染者が出ておりませんが、県内におきましては、昨日1名が出たという報道がされておりました。また、最近寒暖差が激しくなっておりますので、委員の皆様、また執行部の皆様におかれましても健康管理には十分注意されますようお願い申し上げます。

また、本日の常任委員会、前半の最後の常任委員会となります。富山委員長、原田副委員長の下、慎重なる審議をされますようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

委員長 ありがとうございます。

続いて、副市長よりご挨拶をお願いいたします。

副市長 改めまして、おはようございます。

委員の皆様方におかれましては、教育厚生常任委員会のご出席、誠にお疲れさまでございます。

ただいま副議長と委員長からもお話がありまして、新型コロナウイルス感染症に関しましては、このところ落ち着きを見せております。ただ、新たな変異株、オミクロン株が諸外国においても、また、国内でも4件確認されていることから、引き続き基本的な感染対策を継続し、万全を期すことが重要でありますので、委員の皆様方におかれましては、今後ともお力添えをくださいますようよろしくお願い申し上げます。

本日は、執行部からの案件につきましては議案8件でございます。ご審議のほどよろしくお願申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

委員長 ありがとうございます。

本委員会の会議事件は、別紙のとおりであります。

これより議事に入ります。

議案第70号 令和3年度那珂市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

財政課より一括して説明をお願いいたします。

財政課長 財政課長の大内です。ほか関係職員が出席しております。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、議案書46ページの次のページをお願いいたします。

議案第70号 令和3年度那珂市一般会計補正予算（第7号）についてご説明いたします。

5ページをお願いいたします。

第3表、繰越明許費になります。

4款衛生費、1項保健衛生費、総合保健福祉センター管理事業2,959万円。

9款教育費、2項小学校費、菅谷西小学校屋内運動場大規模改造事業1億1,279万4,000円。

3 項中学校費、中学校施設管理事業815万7,000円、第一中学校武道場大規模改造事業8,256万3,000円。

6 ページをお願いいたします。

第4表、債務負担行為補正になります。

事項、期間、限度額の順にご説明いたします。

上から9番目になります。

保育所業務支援システム、令和3年度から令和4年度まで、83万2,000円。

菅谷保育所印刷機リース、令和3年度から令和8年度まで、150万円。

新型コロナウイルスワクチン接種業務、令和3年度から令和4年度まで、8,661万9,000円。

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保業務、令和3年度から令和4年度まで、7,090万3,000円。

4つ飛ばしまして、GIGAスクール校内LANネットワーク機器運用保守、小学校分になります。令和3年度から令和4年度まで、346万5,000円。

GIGAスクール校内LANネットワーク機器運用保守、中学校分になります。令和3年度から令和4年度まで、192万5,000円。

図書館印刷機リース、令和3年度から令和8年度まで、183万5,000円。

総合公園大判プリンタリース、令和3年度から令和8年度まで、92万円。

7 ページをお願いいたします。

第5表、地方債補正になります。

追加になります。

起債の目的、第一中学校武道場大規模改造事業、限度額4,000万円。

変更になります。

起債の目的、菅谷西小学校屋内運動場大規模改造事業（合併特例事業）、補正後限度額8,480万円。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、いずれも補正前と同じになります。

13ページをお願いいたします。

歳出になります。

款、項、目、補正額の順にご説明いたします。

2 款総務費、1 項総務管理費、14 目諸費267万6,000円、市税等過誤納還付金でございます。うち子ども課分が令和2年度病児保育事業におけるひたちなか市からの負担金精査に係る還付金17万6,000円となっております。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費125万円、3 目障害福祉費1億1,114万9,000円。

14ページをお願いいたします。

4目国民年金費55万円、5目後期高齢者医療費82万1,000円の減。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費452万5,000円、2目児童措置費559万2,000円。

15ページをお願いいたします。

下段になります。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費1万8,000円、2目予防費5万7,000円。

17ページをお願いいたします。

中段になります。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費23万2,000円。

9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費154万8,000円。

18ページをお願いいたします。

3目学校建築費1億1,279万4,000円。

9款教育費、3項中学校費、1目学校管理費1,195万8,000円、3目学校建築費8,256万3,000円。

19ページをお願いいたします。

中段になります。

9款教育費、6項保健体育費、2目学校給食共同調理場費22万8,000円。

12款諸支出金、3項償還金、1目償還金133万円、国県負担金等返納金でございます。うち子ども課が46万6,000円となっております。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

古川委員 18ページをお願いします。

教育費の中学校費、中学校施設管理事業の修繕料については、定例会冒頭、市長のほうから防災設備の何か更新というふうにご説明があったと記憶しているんですが、具体的にどこの中学校のこういった設備なのか教えてください。

学校教育課長 中学校費の修繕でございますが、建物のほうが317万9,000円ほどございまして、設備のほうが815万7,000円ございまして、ご質問のありました防災盤につきましては、那珂第四中学校の部分の防災盤の不具合がありまして、こちらが405万円ほど計上しております。

また、設備のほうは、瓜連中学校のプールのろ過機が老朽化による不具合が発生しております、そちらが368万5,000円ほどの計上となっております。

以上です。

古川委員 何かここ数年、私もずっとこの修繕に関しては言い続けているんですけども、その防災設備にしても、いわゆる年度途中で補正予算を使わなくても、計画的に進められないのかなというのをいつも気にしているんですね。もう耐用年数だとか経年劣化だとか、そういったことを考えると、計画的に何かできないものなんだろうかというのをいつも思っているのです。今回はこれでよしとしても、そういうふうな計画を立てていただけないものかということをお聞きしてもいいですか。

学校教育課長 今回の防災盤のようなもの、ほとんどの場合はメーカー推奨の耐用年数で交換というのは、現実的には予算もかかることでございますので、なかなか厳しい状況というのが実情でございまして、耐用年数過ぎてどのぐらい使えるのかというところが非常に判断が難しいところでございまして、年度途中で点検等による不具合の発見ですとか、そういったもので年度途中において発覚するというようなことで、補正するというのが多いというのが実情でございまして、ご指摘のように計画的にというようなことでできるのが理想かと思えますけれども、そういったものも念頭に経過年数を把握しながら進めてまいりたいというふうには思っております。

以上です。

古川委員 分かりました。

よく設備というか機械の更新なんだけれども、修繕料を使いますよね。その辺がちょっと私はいつも気になるんですが、ということは、設備そのものの交換ではなくて、一部の不具合のところの修繕というのだったら補正で分かるんですけども、そういうふうに考えてよろしいんですか。

学校教育課長 例えば防災盤ですと、その部分の一部分を交換することもございますし、一部分だけでは対応できないという部分は全体の交換修繕ということになることもあるかと思えます。今回のものは、全体の交換となるものでございまして、交換修繕でございませぬ。

以上です。

古川委員 交換修繕という意味がよく分かりませんが……、分かりました。でも、計画的にできるものであれば、今後はよろしくお願ひしたいということだけお伝えしておきます。

それともう一点、その下にあります武道場の大規模工事というのはどんなイメージなのでしょう。簡単で結構なので、どんなイメージの改修なのか。

学校教育課長 こちらのほうは、屋内運動場の大規模改修、経年劣化等による改修と同様でございまして、屋根、外壁、あとは内部とか壁とか、あとは電気関係でLED改修とかトイレの洋式化とか、そういったものでございます。

以上です。

教育部長 先ほどの古川委員の更新と修繕という考え方について疑問があるということなんで

すが、更新という、一部の修繕じゃなくて、そっくりそのまま新しいものを設置するというイメージだと思うんです。まさにそういう修繕ございます。なぜ新しいものを設置するのに修繕かというところなんですけれども、同じ機能のものをそっくりそのまま設置するのは、新設ではなくて修繕料ということで予算計上しているという実情がございます。考え方のお話になります。

以上です。

委員長 ほかございませんか。

(なし)

委員長 なければ、質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第70号を採決いたします。

本案は、原案のとおりに決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第70号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

執行部の入替えをお願いいたします。

休憩（午前10時16分）

再開（午前10時17分）

委員長 再開いたします。

生涯学習課が出席いたしました。

続きまして、議案第69号 那珂市那珂西リバーサイドパークの設置及び管理に関する条例を議題といたします。

執行部より説明を願います。

生涯学習課長 生涯学習課の田口です。ほか3名が出席しております。よろしくお願いたします。

それでは、議案書の42ページをお開きください。

議案第69号 那珂市那珂西リバーサイドパークの設置及び管理に関する条例。

那珂市那珂西リバーサイドパークの設置及び管理に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

提案理由でございます。

かわまちづくり支援制度活用事業により整備された那珂西リバーサイドパークについて、令和4年4月1日から供用開始するに当たり、設置及び管理に関する条例を制定するも

のでございます。

次のページをご覧ください。

43ページと44ページ、こちらが条例の本文でございます。

次のページ、45ページをご覧ください。

こちらが条例の概要をまとめてございます。

説明につきましては、45ページの概要で説明のほうをさせていただきます。よろしくお願いたします。

1、制定の理由でございます。こちらにつきましては、提案理由と同様でございます。

2、条例の概要です。主な内容について説明のほうをさせていただきます。

設置、第1条、こちらは設置による使用目的を規定しております。屋外スポーツ及び屋外学習の場を市民に提供するとともに、災害が発生、またはそのおそれがある場合の防災拠点として使用するため、那珂西リバーサイドパークを設置するものでございます。

こちらに防災拠点とございますけれども、施設には下流側の駐車場にヘリポートがございます。県の防災ヘリやドクターヘリの拠点にもなります。また、水難事故などの際にも駐車場を利用した活動拠点としての役割もでございます。また、防災訓練などの活用も可能になりますので、防災拠点という文言を規定してございます。

次に、位置、第2条、こちらでは施設の位置を示してございます。位置は、那珂市戸7105番地1、河川敷には番地がございませんので、市有地であります桜堤の番地、こちらを施設の位置として規定してございます。

次に、使用の許可、第3条、こちらは使用については教育委員会の許可が必要であることを規定してございます。占用して利用する場合は申請を受けて許可証を交付するということといたします。

次に、使用料、第5条です。使用料は無料とすることを規定してございます。施設は河川敷に整備したものでございますので、無料といたします。

次に、行為の禁止、第8条、こちらですけれども、使用者の行為について制限をする規定でございます。こちら第1項では、第1号の公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害すること、こちらから第11号のその他管理に支障のある行為をすることまでを規定してございます。また、第2項では、第1項の規定に違反する者に対して退去を命ずることができることを規定してございます。

次に、原状回復の義務、第9条、こちらは、使用者が使用後に原状に回復することについて規定したものでございます。

次に、損害賠償等、第10条です。こちらは施設等を損傷などした者に対する損害賠償の規定になります。

次に、管理の委託、第11条です。こちらは教育委員会が施設の管理を委託することができる規定でございます。施設の芝刈りやトイレの管理などが考えられますけれども、

定期的に利用する団体と管理に関する協定や覚書などを締結するなどしまして、管理の協力をお願いしていきたいと考えてございます。

最後に附則です。施行期日、令和4年4月1日といたします。

次の46ページの3、本則の解説等でございますけれども、こちらは条例の第1条から附則までの見出しと内容について、一覧で示してございます。

また、最後になりました、施設の名称ですけれども、今回、那珂西リバーサイドパークということでございますけれども、こちらの名称につきましては、名称を一般公募で募集をいたしました。募集につきましては、66件の応募がございまして、こちらを副市長、教育長、戸多地区まちづくり委員会の委員長など7人によります名称選定委員会によりまして、那珂西リバーサイドパークと選定したものでございます。

説明につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

古川委員 すみません、何点かお伺いします。

もうあと供用まで4か月ちょっとということで、いろいろこの条例に書かれていないことがたくさん決まっているんじゃないかなと思いますので、一つずつお伺いしてまいりますけれども、まず、この条例の中にある、使用に当たっては許可を得ることを規定しているということで、利用者はどこに申請して、どこが許可をするんですか。

生涯学習課長 許可につきましては、占有して利用する方について基本的に申請をいただくという形で、総合公園のほうで使用申請いただいて、総合公園のほうで許可をするという形になる予定でございます。

古川委員 今、占有して使う場合は許可が必要とおっしゃいましたか。ということは、グラウンドの一部でちょっと遊びたいとか、そういうのは要らないという、勝手に使っちゃっていい。

生涯学習課長 河川敷ですので、施設を区切るフェンスとか、出入りを禁止するということができませぬので、そういった個人で利用する方、家族で利用する方、そういった方まで申請をいただくということは現実的に無理でございますので、あくまでも占有して利用する団体などについては申請をしていただきまして、使用している中で、ちゃんと許可を受けて使用しているんだよということを示していただくということで、利用者同士のトラブルというのが防げることになりますので、占有して利用する方には申請をしていただくという形で、個人で利用する方につきましては管理ができませんので、自由に使ってくださいという形で考えてございます。

古川委員 そうしますと、逆に言えば占有の許可を得ている団体があるときには、当然といえば当然ですが、そこは使えない、そこに立ち入ることはできないですね、普通は。例

えばサッカーの試合をやっているのに、それが占有して許可を受けているのかどうかというのは、一般の個人の方は多分分からないと思うんですね。遊びなのか試合なのか、見れば分かるっちゃ分かるかもしれませんが。その辺はどのように考えたらよろしいですか。

生涯学習課長 占有して使う、基本的には今のところサッカー協会、少年団あたりが考えられますけれども、サッカー協会でも全ての施設を使うわけではございませんので、上流側と下流側に多目的グラウンドと、下にも広場がございますので、そういった空いているところについては自由に使っていただくということができるといふふうに考えてございます。

古川委員 もちろんそうですよ。私が聞いているのは、多目的グラウンドでサッカーをしている団体があって、そこが占有の許可を受けているかどうかというのは分かりづらくないでしょうかという話なんですけれども。

生涯学習課長 確かに申請されていない方、一般の方がそこに来て利用するときに、占有されているのかどうなんだというのはおっしゃるとおり分かりづらいと思います。ただ、使用している団体には許可証を発行しますので、もしそういったトラブルがあれば、一応、許可証のほうを示していただいて、許可を得て使用しているんだということで、トラブルのほうは防いでいけるのかなというふうに考えてございます。

古川委員 分かりました。

あと、その多目的グラウンドもそうなんですけど、あとその広場で何ができる、何をしたいかという決まりはありますか。

生涯学習課長 これはしていい、これは駄目だというところは制限してございませんけれども、第8条におきまして、行為の禁止というところを示してございますので、基本的な禁止事項ということを守っていただいて利用いただければというふうに考えてございます。

古川委員 そうしますと、今の第8条の第8号に、火災の原因になる行為をすることとありますけれども、例えばここでバーベキューをしても大丈夫ですか。

生涯学習課長 今考えてございますのは、バーベキューをする施設というのは設置してございませんので、バーベキューをしているということは今のところ認められないのかなというふうに考えてございます。

古川委員 ということは、設備がないということもありまじょうが、火災の原因となるっちゃなりますよね、火を使うわけですからね。だから禁止なんですということがこれで言えるということなんですね。分かりました。

それと、第11条の管理の委託で、利用団体と管理に関する協定を締結することを想定しているということなんですけど、実際に利用団体等とこの話がされていて、うちのほうでやりまじょうというような話はあるんですか、決定ではないにしても。

生涯学習課長 今、サッカー協会のほうともご相談させていただいてまして、一応、前向き

な形ではご了解いただいているのかなというふうに認識してございます。

古川委員 もう一つだけ。

那珂西リバーサイドパークという名称については、いわゆる総合公園じゃないですけども、ネーミングライツというのは考えなかったですか。

生涯学習課長 ネーミングライツについては検討はしてございません。

古川委員 分かりました。

以上です。

委員長 ほかございませんか。

關委員 何点か質問させていただきますけれども、先月23日ですか、見学会がありまして参加させていただきました。地元戸多地区のまちづくり委員長さんは来たんですけども、自治会長さんほか数名しか来ていなくて、ちょっと寂しい限りでしたけれども。そのときに国土交通省の方からちょっと聞いたんですが、堤防近辺のことだと思うんですけども、保護エリアがあるというんですけども、その保護エリアの区域というのは把握していますか。

スポーツ推進室長補佐 答えいたします。

保護エリア、河川の保護区域ですけども、堤防ののり尻から河川側、そちらが河川保護法の範囲になっております。そちらでは工作物の設置等は制限を受けることになっております。よろしく願いいたします。

關委員 分かりました。

トイレが一番、那珂西大橋のところに設置予定だということで、前にも質問させていただきましたが、ちょっと南北に、あそこ400メートルぐらいありますか。ちょうど真ん中辺りが一番妥当じゃないかという話をしたんですが、トイレをあそこに設置する予定ということは、保護エリアとは別に関係ないのでしょうか。

生涯学習課長 通常でいいますと堤防の外側と言ったほうがいいのでしょうか。堤防の外側になりますので、問題はございません。

關委員 分かりました。

それと、管理について、サッカー協会が芝刈りだけを何か担当するような方向で今動いているということなんですが、戸多地区まちづくり委員会のほうにも、多少、管理について打診があったんですけども、それはどういう内容の打診があったのでしょうか。

生涯学習課長 戸多地区まちづくり委員会につきましては、通年利用するというようなことはないというお話はいただいております。ただ、今後、地域のにぎわいづくりのために利用などする場合もございますので、総合公園のほうで、那珂西リバーサイドパークについて一斉に芝刈りをやったり、何か活動するような場合があれば、協力をいただくというところが基本的な考え方になっていくのかなと思います。戸多地区まちづくり委員会のほうも、日常的な芝刈りとか、そういったものをお願いするのはかなり難しい部分だ

と思いますので、その辺は慎重にこれから相談をしていきたいなというふうに考えてございます。

以上です。

關委員 芝刈りは、かなり面積が広いですから、乗用の芝刈り機を使用するんだと思うんですが、あれって免許か何か必要なんですか。

生涯学習課長 免許は特に必要ございません。

關委員 分かりました。

それと、ヘリコプターの発着所のところも見学させていただきましたけれども、あそこは駐車場としても利用すると思うんですが、駐車場のラインなんかは引かないんですか。

生涯学習課長 駐車場のラインは、引く予定はございません。

關委員 それと、多目的グラウンドとヘリポートの間に樋管的那珂川へ通る河川の部分があるんですが、あそこできれば利用者が利用する橋があるとすごく便利だと思うし、また、万が一、有事の際のヘリコプター発着所の、けがした方とかのいろんな緊急の対応にすごく便利だと思うんですが、何かこうぐるっと回るような形になっちゃっているんですけれども、そういう考えは今後ないですか。

生涯学習課長 堤防の中になりまして、先ほど保全区域という話もさせていただきましたけれども、できるだけ新たな工作物は造らないというのが基本的な考え方の方でして、橋など造りますと、あそこが増水して水をかぶったときなどに、その橋に流れてきた木が引っかかったりなんなりということで、壊れてしまう。そうしますと、また修繕しなくちゃならないということの繰り返しになるということもありまして、設置はしないという形になってございます。

關委員 分かりました。

いずれにしても有事の際にはあそこのヘリポートの発着場所よりも、グラウンドに降りるとか、緊急時の対応でそういうふうになるんだろと思いますが、分かりました。

それと、当初は川の遊ぶエリアを造るような予定もありましたけれども、前の説明で、砂が埋もれちゃって、それは断念せざるを得ないという話だったんですけれども、子供たちが仮に、子供じゃなくても、サッカーなどやった場合、河川のほうへボールが転がっていっちゃうと思うんですよね。工作物ができないということは重々理解していますが、例えば簡易の設置するネットを用意するというか、そういうものは、利用される団体で用意するしかないんでしょうかね。

生涯学習課長 そのあたりのボールの紛失というのも考えられますけれども、結構幅もありますので、日常的にボールが川に入ってしまうというのはあまり考えづらいというふうに思っております。ある程度、使用する方の責任において、物品のほうの管理はしていただくようになるのかなというふうに考えてございます。

關委員 分かりましたが、私も昔、サッカーのコーチなんかやっていて、水戸市の根本町のグ

ラウンドを使ったんですけれども、当然サッカーというのはゴールへ蹴り込みわけですから、かなりの頻度でボールが転がっちゃうんですよ。根本町のグラウンドも竹山があって途中でボールが止まることは止まるんですが、結構、蛇とかいて危険なことは危険なんですね。だから、今現在そういうことやっていませんけれども、できれば簡易のロープで地面に設置するようなネットなどがあれば一番いいかなというふうに思っているんですが。それは利用者がそういうものを使ってやっても別に問題はないわけですよ。

生涯学習課長 はい。固定して設置するものではなくて、動かせるものであれば全然問題ないので、そういった形でご利用いただければなというふうに思っております。

關委員 分かりました。

最後に、この前、見学会を先月の23日に行ったときに雨上がりで、かなり地盤が軟弱なんですね。相当、雨の後は水が引かないと、結構、競技するのにも大変かなと思うんですが、ああいう地盤の工事というのは、今後、全然予定はないですよ。

生涯学習課長 既にもともとの地盤については国の工事でやっておりまして、その後、市のほうの工事で芝生を張ったりという形になってございますけれども、今後改めてまた工事をするという事は、今のところ予定はございません。

關委員 分かりました。

以上です。

寺門委員 親水公園の機能はないということでお話は聞きましたけれども、水辺のところについては立入禁止区域にしているのかどうか、その表示をしているのかどうか、お伺いします。

生涯学習課長 現在は立入禁止ということでは対応はしてございません。

寺門委員 ということは、芝生の次に雑草か何かがありますけれども、その向こうが川の水面ということになるわけですね。禁止にしていけないということになると、もし万が一、入っちゃってという危険性もあるんですが、その辺はいかがですか、安全確保ということからすると。

生涯学習課長 グラウンドがありまして、外周道路がありまして、その先に斜めに緩やかな傾斜があって川まで行くんですけれども、急にのり面が切れて川に行くという状況ではないので、今のところすぐ川に落ちてしまうというような状況ではございませんし、今のところ立入り制限というのはかけるような予定はございませんけれども、ただ、注意書きの看板とか、そういったものについては、今後設置する必要もあるかと思っておりますので、そういったところについてはできる限り対応していきたいなというふうに考えてございます。

寺門委員 いずれにしても小さい子供については、水が大好きなんで、行っちゃって遊んでしまうということも想定されますんで、その辺は立札等もぜひ考慮していただきたいなというふうに思います。

それと、次の質問ですけれども、これ屋外スポーツ及び屋外学習の場ということで考えておりますけれども、聞きますと大体サッカーで利用される方占有でみたいな話の向きになっていきますけれども、決してそうではないと思うんですよね。多目的広場がありますし、いろんな面のスポーツで使用できるということなんでしょうから。その辺のPRをしっかりとっていただきたいなということをお願いしたいんですけれども、その辺はいかがですか。

生涯学習課長 この条例が議決されました後には、またいろんな形で広報のほうをしていく必要があると思っておりますので、そういった中でいろんな形で市民に利用していただくというのが理想でございますので、委員おっしゃられたようなことも含めまして対応してまいりたいというふうに考えてございます。

寺門委員 多目的に使えるということで、ぜひPRのほうをお願いしたいと思います。

それと、個人は無料で許可なしに自由に使えますよということでしたので、サッカーでいうと土日のまとまった占有しての使用というのは考えられるんでしょうけれども、それ以外で先ほどの使用者同士のトラブルというか、その辺は避けられるみたいな話もありましたけれども、その辺はどうなんでしょう。極端な話でいうと、サッカーで子供たちが少人数、10人、20人ぐらいで遊んでいますよね。その別な方向ではまたキャッチボールをやったり、あと、これはグラウンドゴルフやるかどうかはちょっと分かりませんが、いろんな使い方をされているわけで、その辺、けがということもまた想定されるんで、その辺は使う方々が十分気をつけなさいということになるんでしょうけれども、その辺も個人が使えるということになると、非常に、許可がないんで。あとその団体も占有というと、全部コートを占有して使うという場合が多分許可が要ることなんでしょうけれどもね。でも、その辺がちょっと曖昧な部分があるといけないんで、例えば半分使って占有しちゃってという使い方もできちゃうから、その辺はどういうふうなんでしょうか。

生涯学習課長 施設自体が立入りを制限する施設ではありませんで、もう本当に自由に使える、自由に入出りできるというところがもう原則になってございますので、ある程度は利用者同士の中でうまく調整しながら使っていただくということになるのかなと思います。

委員のおっしゃるように、いろんな方がいろんな形で使っていただくということが理想であるとは思っております。そういった中で、ある程度は利用者の責任、利用者同士がお互いに楽しく使えるような中で利用していただきたいというふうに考えておりますし、今後、実際オープンして使っていく中で、いろんな状況があると思っておりますので、そういったところはその都度対応していく必要があるというふうに考えてございます。

以上でございます。

寺門委員 分かりました。

それからもう一点、許可を得る場合、使用申請ですよ。これは、総合公園という話が

出ましたけれども、利用する方は総合公園へ行って、そして申請をするということになるのでしょうか。これインターネット等ではできないんですか。

生涯学習課長 現在のところ総合公園のほうで申込のほうはさせていただくという形になってございます。今後につきましては、一般質問でもいろんなご意見いただいてございますので、市民の方が利用しやすい方法を考えながらという形になっていくというふうに考えてございます。

以上でございます。

寺門委員 分かりました。ぜひインターネットで使えるようにお願いしたいと思います。

以上です。

古川委員 確認でもう一つお聞きしたいんですけれども、いわゆる行為の禁止、第8条に該当しないものについてはオーケーという話でしたよね。一つ何か抜けているというか、追加したほうがいいんじゃないのかなと思うのは、他人というか、いわゆるほかの方、利用している自分たちのグループじゃなくて、ほかの方に危害を加えるおそれのあるもの、例えばどこの河川敷でも多分禁止されているんですけれども、ゴルフをやっている方がいるんですよね。そういうのは、ここにはないからオーケーというふうに考えちゃっていいんですか。

生涯学習課長 ゴルフにつきましては、基本的に第11号のほうでも、その他管理に支障のある行為というのがございます。ゴルフをやりますと、当然、芝を傷めるという行為になりますので、この中で禁止ということは考えられるのかなというふうに考えてございます。

古川委員 それは執行部といいますか、行政がこれはどう考えてもこうでしょうと思っても、やる方というのは結構自分中心ですから、駄目なところに書いていないよねってあるので、その辺はきちんと禁止なんですということを言えるようにしておいていただいたほうがトラブルにならないのかなと思うんですね。

そういう細かいことは、この第12条で言っているその他必要な事項は教育委員会規則で定めると、それはもうできているんですか。

生涯学習課長 一つ一つ細かい行為までは記載できないという部分もございますので、当然これから注意書きの看板というのは作ってまいりますので、その中でそういったことも含めてお知らせしていきたいというふうに考えてございます。よろしく申し上げます。

古川委員 規則はあるんですか。

生涯学習課長 規則は、教育委員会規則のほうで定めますけれども、そちらにつきましては、利用時間とか休館日とか、そういうものについては教育委員会の規則で定めますけれども、その細かい禁止事項までは、今のところ規則のほうに規定する予定はございません。

古川委員 規則はまだできていないんですか。できたらお示しいただいてもよろしいですか。

生涯学習課長 規則ができましたら公布されますので、教育委員会のほうの議決を得た後にお

きましては、お示しできるというふうに思っています。

古川委員 分かりました。

委員長 私から1点、これ前にも聞いたかな。防災拠点としての機能というんですが、それとちょっと違うんですが、消防団の操法大会なんかに利用できるとかっていう考えはございませんか。

生涯学習課長 消防ポンプ操法大会ということですが、施設の的には実施するのは問題ないと思いますので、実施するかどうかというのはまたちょっと管轄が違いますので、そちらの判断になるのかなというふうに思っております。

委員長 利用できるというのは大変ありがたいことで、常陸大宮市なんかでも結構大きなきろいになるじゃないですけども、那珂市でもああいうことができればいいなと思ったんで、ちょっと聞いてみたんですが。

あともう一点、先ほど古川委員とか寺門委員からもありましたけれども、利用に当たっての大きい看板ですか。トラブルがあった場合にはちゃんと教育委員会と総合運動公園に連絡下さいぐらいの看板の設置というのは考えたほうがいいのかというのはいちよっと思ひまして、お願いしておきます。

ほかございませんか。

關委員 ちょっと1点だけ、オープニングセレモニーは何か考えていらっしゃいますか。

生涯学習課長 セレモニーにつきましては、式典だけということではちょっと寂しい部分がございますので、今のところ考えてございますのは、サッカー協会の協力をいただきながら実施したいというふうに考えております。ただ、時期につきましては4月1日早々というのがちょっとその団体のほうも難しいというお話がございますので、ゴールデンウィーク期間中あたりをめどに今のところ検討しているところでございます。よろしくお願ひいたします。

委員長 ほかに質疑ございますか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第69号を採決いたします。

本案は、原案のとおりに決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第69号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

執行部の入替えをお願いいたします。

休憩（午前10時51分）

再開（午前10時52分）

委員長 再開いたします。

こども課が出席いたしました。

続きまして、議案第62号 那珂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

こども課長 こども課長の加藤でございます。ほか職員3名が出席しております。よろしくお願いたします。

それでは、議案書の5ページをお開き願います。

議案第62号 那珂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

那珂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

提案理由としまして、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施策等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が公布され、保育所等の事業者が作成、保存等を行うものや保育所などと保護者との間の手続等に関するもので書面等によることが規定、または想定されているものについて、電磁的方法、電子データによる対応も可能である旨の包括的な規定が追加されたことを踏まえ、本条例の一部を改正するものでございます。

次の6ページから7ページをお開き願います。

こちらが改正本文になります。

8ページから15ページが新旧対照表、16ページが条例改正の概要になります。

まず、条例の名称の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の特定教育・保育施設とは、子ども・子育て支援法において保育所、幼稚園、認定こども園で市町村の確認を受けたものを言いまして、特定地域型保育事業とは、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業で、市町村の確認を受けたものを言います。これら子ども・子育て支援を行う事業者等の業務負担軽減を図る観点から、書面等の作成、保存等について、電磁的方法による対応も可能である旨を規定することと、保育所等を利用する保護者の利便性向上や負担軽減等の観点から、保護者への説明等のうち、書面で行うもの及び書面等で行うことが規定されているものについて、電磁的方法による対応も可能である旨を規定しております。

実際には、パソコン等での事務処理が一般的な現在でございますが、データによる記録の保存を認める改正であり、従来型の紙での保存も引き続き可能でございます。また、

これらの改正によりまして、市内保育事業者への業務システムの導入や統合といったものではございません。

改正条例附則の施行期日につきましては、公布の日から施行するとしてございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

寺門委員 今、課長のほうから説明いただきましたけれども、電磁的方法で対応ができますよという法令に変わるという、できますよというのが追加されたという理解はしますけれども、改正の理由に保育所等で業務負担軽減、これをうたっていますけれども、どれぐらい図れるのか。まだ、電磁的方法ができますよということだけで、これからの話にはなるんでしょうけれども。それが1点と、あと、保護者の利便性向上ですね。こちらも書面でもいいし、パソコンで電子的にということもできるということなんですけれども、じゃ行かなくても自宅でできるのかということですよ、要は。保護者の利便性向上というのは。その辺はどういうふうに考えているんですか。

こども課長 利用者の利便性向上の件でございますが、現在のところ、この条例自体が従うべき基準ではなくて参酌基準という、参考の基準なので、現在でも電磁的データでやっている保育所等々はございますので、それを法制化したということでございますので、その負担軽減というのは、今後どうなっていくかというところでございます。

それから、保護者の負担軽減でございますが、例えばおたより帳を手書きで保育所のほうに持っていったりすることがございますけれども、それを電子データでやり取りができるというようなことで、負担軽減ができるのではないかというような想定でございます。

以上です。

寺門委員 想定はできるよということなんで、可能性はあるということでしょうけれども、市のほうとして、現状のままでやっているところもあるし、やらないところもあるし、実際、パソコンでできるよということもあるということにはなるんでしょうけれども、それはそのままがいいということではないと思うんですよね。いずれにしても、やはり保護者さん、利便性向上は図っていかなきやいけないでしょうし、それは当然保育所等もそうなんだろうから。そこで現状のままでいいというふうに今聞こえるんですけども、決してそうではないと思うんですけども、その辺、本当にどう考えていただけるの、それは。また、その法的なものも、従うべきものではないよみたいな理解なんだろうけれども、実際困っていないですか、保護者とか保育所は。

こども課長 現在、国の補助等で保育所等のICT事業等がございますので、そちらを活用していただいて、民間保育所もそうですけれども。そういうことで、電子データのやり取

り等で済むようなことができれば、業務改善にはなると思いますので、その辺のICT事業、そちらを活用して今後やっていきたいと思っております。

以上です。

寺門委員 具体的な諸事業、これから提案してやっていただけるとは思いますので、ぜひ利便性の向上をやっていただけたらと思います。

委員長 ほかがございませんか。

(なし)

委員長 なければ、質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第62号を採決いたします。

本案は、原案のとおりに決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第62号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第63号 那珂市放課後学童保育対策事業条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

こども課長 それでは、議案書の17ページをお開き願います。

議案第63号 那珂市放課後学童保育対策事業条例の一部を改正する条例。

那珂市放課後学童保育対策事業条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

提案理由としまして、那珂市学校管理規則第3条の規定の中で、学校の休業日から創立記念日が削除されたことに伴い、那珂市放課後学童保育対策事業条例に規定する学童保育所の休日から創立記念日を削除するため、本条例の一部を改正するものです。

次の18ページをお開き願います。

こちらが改正本文になりまして、19ページが新旧対照表、20ページが条例改正の概要になります。

20ページの改正する条例の概要をご覧ください。

改正の理由としましては、先ほど申しました那珂市学校管理規則第3条の規定の中で、休業日から創立記念日が削除されたことに伴いまして、那珂市放課後学童保育対策事業条例に規定する学童保育所の休日から創立記念日を削除するため、本条例の一部を改正するものです。

それから、本則等でございますが、第4条第1項第1号の学校の休業日から創立記念日

を削り、第6条から文言の整理として、「必要と認めた」から「必要と認める」とします。

改正条例附則の施行期日につきましては、公布の日から施行するとしてございます。

学校管理規則につきましては、平成31年4月1日の改正で学校の休業日から創立記念日が削除されておりましたが、今般の新型コロナウイルス感染症に伴う学校臨時休業により、放課後学童保育対策事業条例を見直した結果、判明した次第でございます。それまでの対応としましては既に行っており、利用者への不利益等は与えてはおりません。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

古川委員 今回のこの条例の改正は、ちょっと遅くなっちゃったけれども、理由は分かるんです、受け身ですもんね。これって、ちょっとこっちの話なんですけれども、この平成31年4月1日から創立記念日が学校の休業日から削除されたのは皆さん、ご存じでしたか。ちょっと私記憶に……、休みだとずっと思っていたんですけれども。もし分かれば、何でこれ創立記念日が休みじゃなくなったのか、経緯って聞いていますか。

こども課長 まず、こちら学校のほうは学校管理規則ですので、議会にお諮りする必要がないということと、お聞きしているのは、授業時間がやはり足りないところがございまして、今まで創立記念日を休業日にしていたんですが、授業日数を確保する上で創立記念日を通常の学校開所日とするというようなお話を伺っております。

古川委員 分かりました。

ちなみにこの前の11月13日、あの日は県民の日……、県民の日はまた別か。何か休みの日に小中一貫教育の日で学校に子供たちが来ていた日があつて、あれこの日は休みじゃなかったのかなって、どっちを優先するのかって聞いたら、小中一貫のほうを優先するという話なんですけれども。県民の日は、これで見るとまだ学校の休業日になっていますから、その辺の例えば振替とか、そういうのがなくて大丈夫だったのかななんていうのをちょっと聞いて思ったんですけれども。ちょっと参考までに、情報としてお伝えしておきます。

委員長 ほかございませんか。

(なし)

委員長 なければ、質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

討論はありませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第63号を採決いたします。

本案は、原案のとおりに決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第63号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

執行部の入替えをお願いいたします。

再開を11時20分といたします。

休憩(午前11時08分)

再開(午前11時19分)

委員長 再開いたします。

介護長寿課が出席いたしました。

続きまして、議案第72号 令和3年度那珂市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第2号)を議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

介護長寿課長 介護長寿課長の萩野谷です。ほか3名が出席しております。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、着座にて説明をさせていただきます。失礼します。

介護保険特別会計補正予算書の1ページをご覧ください。

議案第72号 令和3年度那珂市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第2号)になります。

それでは、4ページをお開きください。

上の段、歳入になります。

款、項、目、補正額の順にご説明いたします。

8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金12万6,000円。

続きまして、下の段、歳出になります。

款、項、目、補正額の順にご説明いたします。

6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目第1号被保険者保険料還付金12万6,000円。第1号被保険者保険料還付金の見込みの増によりまして、補正予算を計上したものでございます。

説明につきましては以上でございます。よろしくお願いたします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第72号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第72号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

私から1つよろしいですか、議題と別なんです。この間ありました介護保険の不当請求の裁判について、もし話せることがあったらお願いします。

介護長寿課長 前回の9月の常任委員会におきまして、最高裁判所の判決をもって訴訟が終了し、給付費の返還請求をしてまいりますということでご説明させていただいたところなんですけれども、催告書のほうを送付しまして、納付期限内に全額、市のほうに納付されました。

以上でございます。

委員長 金額は幾らでしたか。

介護長寿課長 金額につきましては、前回の常任委員会のごときにご説明させていただいた金額のほかに延滞金のほうをプラスしまして請求いたしました。返還額につきましては39万7,051円となっております。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

暫時休憩いたします。

執行部の入替えをお願いいたします。

休憩(午前11時23分)

再開(午前11時24分)

委員長 再開いたします。

保険課が出席いたしました。

続きまして、議案第64号 那珂市国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題いたします。

執行部より説明をお願いいたします。

保険課長 保険課長の生田目です。ほか2名が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

着座にて説明させていただきます。

それでは、議案書の21ページをお開き願います。

議案第64号 那珂市国民健康保険条例の一部を改正する条例。

那珂市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

提案理由でございますが、令和4年1月1日から産科医療補償制度が見直され、当該制度の掛金が1万6,000円から1万2,000円に引き下げられることになりました。こちらの制度は、出産時の事故で新生児が重い脳性麻痺になってしまった場合に補償金が支払われる制度になってございます。現在は出産育児一時金として国民健康保険条例に規定している金額にこの掛金を加算しまして総額42万円を支給してございます。今回の見直しで制度の掛金が4,000円引き下げられることになりましたが、少子化対策としての重要性に鑑み、出産育児一時金等の支給総額について42万円を維持すべきとされました。これらを踏まえて、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布されたため、本条例の一部を改正するものでございます。

22ページをお開き願います。

那珂市国民健康保険条例の一部を改正する条例。

那珂市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「40万4,000円」を「40万8,000円」に改めるものでございます。こちらは、先ほど説明した制度の掛金の引下げに伴いまして、出産育児一時金を増額し、支給総額を維持するものでございます。

施行日ですが、令和4年1月1日から施行いたします。

経過措置としまして、この条例の施行日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額につきましては、従前の例によるものといたします。

23ページに新旧対照表、24ページに一部改正条例の概要を記載してございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

古川委員 確認なんですけれども、お伺いいたします。掛金が下がることによって、本来であれば一時金の支給総額は下がってしまうんだけど、そこは維持すべきなんだということに理解いたしました。

ただ、この42万円を維持すべきとされていながら、40万4,000円が40万8,000円というのはちょっと数字的に合わないのは、何か支給総額というのはまた別にあって、この40万8,000円プラスアルファがあって42万円を維持するということなんですか。

保険課長 こちら産科医療補償制度のほうの掛金を今度見直して、新たな額が40万8,000円になりますけれども、その先ほどの制度の掛金を加算して42万円を支給するものということになってございますので、掛金のほうが今度1月1日から1万2,000円になりますので、こちらのこの40万8,000円に掛金であるそれぞれ妊産婦さんが払っている1万2,000円、これの分を加算しまして、総額42万円として支給するものでございます。

古川委員 分かりました。

委員長 ほかございませんか。

(なし)

委員長 なければ、質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第64号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第64号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第71号 令和3年度那珂市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)を議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

保険課長 それでは、国民健康保険特別会計補正予算書の1ページのほうをご覧ください。

議案第71号 令和3年度那珂市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)についてご説明をいたします。

4ページをお開き願います。

歳入になります。

款、項、目、補正額の順にご説明いたします。

6款繰入金、2項基金繰入金、1目基金繰入金3,593万3,000円の減。

7款繰越金、1項繰越金、2目その他繰越金1,468万4,000円でございます。

続いて、歳出になります。

5ページになります。

款、項、目、補正額の順にご説明いたします。

3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付費分、1目一般被保険者医療給付費分3,130万円の減、2項後期高齢者支援金等分、1目一般被保険者後期高齢者支援金等分234万4,000円、3項介護納付金分、1目介護納付金分770万3,000円になります。こちらにつきましては、県に納める事業費納付金の額確定によるものでございます。

続いて、6ページをお開き願います。

7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金4,000円。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第71号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第71号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第73号 令和3年度那珂市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

保険課長 それでは、後期高齢者医療特別会計補正予算書の1ページをご覧ください。

議案第73号 令和3年度那珂市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

4ページをお開き願います。

歳入になります。

款、項、目、補正額の順にご説明いたします。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金89万円の減。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金154万3,000円です。

続いて、歳出でございます。

款、項、目、補正額の順にご説明いたします。

1款分担金及び負担金、1項広域連合負担金、1目広域連合納付金65万3,000円。こちらは、基盤安定納付金の額決定によるものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第73号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第73号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で執行部に関する案件は終了いたしました。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

休憩(午前11時35分)

再開(午前11時36分)

委員長 再開いたします。

続きまして、その他調査事項について協議いたします。

11月に開催した教育厚生常任委員会にて、今回の調査事項、G I G Aスクール構想については、市への要望書を提出することに決定いたしました。本定例会最終日前日の全員協議会で報告した後、市長及び教育長に要望を行いたいと思います。

お手元に要望書(案)をお配りしてあります。目を通していただき、ご意見をお願いいたします。

では、副委員長のほうから読んでいただきます。

副委員長 では、G I G Aスクール構想に関する要望書(案)になります。

那珂市議会教育厚生常任委員会では、「G I G Aスクール構想」を調査テーマとし、市教育委員会より「G I G Aスクール構想」の進捗状況についての説明を受け、市内小中学校における視察やオンライン授業に関するアンケート結果の分析を通して、現状や課題を調査研究してまいりました。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、当初の想定よりも短い期間で進められてきたG I G Aスクール構想も関係各位のご尽力により、児童生徒に対する端末の配布と校内ネットワーク環境の整備が終わりました。コロナ禍で行われたオンライン授業等を通じて見えてきた様々な課題に対し、積極的な取組をお願いしますとともに、全ての子供たちの学びを保障できるようI C T環境を最大限に活用し、那珂市の子供たちのたくましく生き抜く力が確実に育まれることを強く望み、下記のとおり要望いたします。

要望の細かいところですが、1つ目から読ませさせていただきます。

1、I C T活用に当たり、児童生徒への身体面への影響に配慮。

学校や家庭でのI C Tを使用する機会が増えることから、視力低下や姿勢、睡眠への影響など児童生徒の健康面に配慮すること。目や姿勢の体操、定期的な視力検査、生活習慣の指導など、各学校で取り組んでいただきたい。

2、デジタル教科書、教材の活用。

I C Tを活用した学びを充実させるためにも、デジタル教科書、教材の検討を進めていただきたい。また、教科書や荷物などに加えてタブレット端末の持ち帰りは、毎日ラン

ドセルを背負って通学する児童、特に低学年のうちは身体への負担が大きい。児童生徒の負担軽減のためにもデジタル教科書の活用を検討していただきたい。

### 3、児童生徒への情報モラルの育成。

これからの情報化社会では、誰もが情報の送り手と受け手の両方の役割を持つようになる。児童生徒の発達段階や情報手段等の活用状況に合わせて、情報社会で適切な活動を行うための基となる考え方や態度を育む情報モラル教育の一層の充実を図ること。

### 4、保護者への理解促進。

保護者の理解・協力が得られるよう、ICT活用の趣旨等だけでなく、タブレット操作やアプリなどに対しても適切な機会を設け、丁寧な説明とともに今後も保護者への確認と情報共有、理解促進を継続し、家庭や地域との連携も強化していただきたい。

### 5、教員のICT活用指導力の向上とメンタル面への配慮。

ICTを活用した指導方法とスキルアップ研修の充実と他校との情報共有等の機会を増やし、相互作用による教員の指導力の向上を目指していただきたい。また、スキルアップが求められる教員のメンタル面への負担にも配慮すること。

### 6、不登校児童生徒への支援。

不登校児童生徒の才能や能力に応じてそれぞれの可能性を伸ばせるよう、本人の希望も尊重しつつICTを活用した学習支援により、学業の遅れを取り戻し学校とのつながりを維持できる環境づくりを行うこと。

### 7、オンライン授業の課題への取組。

感染症の発生・拡大、災害などの緊急時に備える上で、オンライン授業に関するアンケート結果を綿密に分析し、見えてきた課題や様々な要望等に取り組み、オンライン授業の向上を図ること。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

副委員長が一生懸命……、私は一切触れておりません。

(複数の発言あり)

委員長 よろしいですか。

それでは、要望書については、このような形で提出させていただきます。

続きまして、茨城県市議会議長会令和3年度第2回議員研修会の参加者についてを協議いたします。

令和4年2月8日火曜日、茨城県市議会議長会の令和3年度第2回議員研修会がございます。研修会場は鹿嶋市、鹿嶋勤労文化会館ホールとなっております。日帰りでの研修となっております。

教育厚生常任委員会から出席者を1名選出します。

研修会への参加を希望される方はおりますか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

委員長 それでは、当委員会からの出席者は原田副委員長といたします。よろしく願いいたします。

本日の審議は全て終了いたしました。

以上で教育厚生常任委員会を閉会といたします。

お疲れさまでした。ありがとうございました。

閉会 (午前11時44分)

令和4年2月22日

那珂市議会 教育厚生常任委員会委員長 富山 豪